

令和4年1月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和4年 1月14日 開会

令和4年 1月14日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第24号

令和4年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年12月22日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 令和4年1月14日（金）午後3時

2 場 所 宮古市役所議事堂議場

3 付議事件

- (1) 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について
- (2) 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- (3) いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて

令和 4 年 1 月 宮古地区広域行政組合議会定例会

令和 4 年 1 月 1 4 日（金曜日）

午後 3 時開議

議事日程

諸報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分
について
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 2 号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めるこ
とについて

出席議員（13名）

1番	三田地	久志君	2番	木村	誠君
3番	畠山	和英君	4番	阿部	吉衛君
5番	伊藤	清君	6番	高橋	秀正君
7番	千葉	泰彦君	8番	畠山	拓雄君
9番	落合	久三君	10番	豊間根	信君
11番	黒沢	一成君	12番	中村	勝明君
13番	藤原	光昭君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	桐田	教男君
事務局	局長	松下	寛君
総務課	課長	松橋	かおる君
施設課	課長	田中	晋君
施設課	主幹	坂本	好治君
消防	長	小林	達広君
消防次長	兼総務課長	中村	光宏君
消防次長	兼消防課長	畠山	毅君
指令課	課長	石田	康典君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太朗

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和4年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、3番、畠山和英君、4番、阿部吉衛君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎報告第1号 岩手県市町村総合事務を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

- 議長（藤原光昭君） 日程第3、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。
内容の説明を求めます。
松下事務局長。
- 事務局長（松下 寛君） 報告1-1ページをお開き願います。
報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてご説明いたします。
これは、令和4年3月31日をもって、陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合からその組織する地方公共団体の数を減少させること及び同事務組合の規約を変更することについて協議があり、令和3年11月2日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。
専決処分した年月日は、令和3年11月2日でございます。
専決処分の内容につきましては、1-2ページをお開き願います。
1-2ページ、別紙のとおり、規約別表第1、事務組合を組織する地方公共団体及び

別表第2から陸前高田市及び大船渡市営林組合を削除するものでございます。

報告1-1ページにお戻り願います。

令和4年1月14日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上、報告といたします。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。

本件については議会が委任している事項でございますが、何か質問ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、本件はこれで終わります。

◎議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤原光昭君） 日程第4、議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）。

議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたしますので、議案集1-1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,918万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,215万4,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為について、その事柄、期間及び限度額を定めるものでございます。

令和4年1月14日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正内容につきましては、職員の人事異動等に伴う職員給与費の減額でございます。

内容につきまして、給与費明細書でご説明いたしますので、1-8、1-9ページをお開き願います。

1、一般職（1）総括の比較欄をご覧ください。給料を311万2,000円、職員手当を657万3,000円、共済費を950万3,000円それぞれ減額するもので、合計1,918万8,000円の減額になります。

減額補正内容を歳出でご説明いたしますので、1-6、1-7ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を389万9,000円、4款消防費、1項消防費、1目常備消防費を1,528万9,000円それぞれ減額するものでございます。

減額補正内容を歳入でご説明いたしますので、1-4、1-5ページをご覧ください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金を1,918万8,000円減額するものでございます。内訳は、1節総務を389万9,000円、3節消防を1,528万9,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、2表、債務負担行為についてご説明いたしますので、1－3ページをご覧ください。

令和4年度に運転管理業務委託の契約更新を迎えるごみ焼却施設運転管理業務委託及び最終処分場運転管理業務委託について、委託業者選定手続を令和3年度内に実施するため、これらの期間及び限度額を設定するものでございます。

以上が、令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） 説明が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

それでは、質問ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号

令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,188千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,042,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年1月14日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計		(単位・千円)		
款		項		補正前の額	補 正 額	計
1	分担金及び負担金			2,872,594	△19,188	2,853,406
		1	負担金	2,872,594	△19,188	2,853,406
補正されなかった款項にかかる額				188,748		188,748
** 歳 入 合 計 **				3,061,342	△19,188	3,042,154

2 歳出

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計		(単位・千円)		
款		項		補正前の額	補 正 額	計
2	総務費			88,739	△3,899	84,840
		1	総務管理費	88,396	△3,899	84,497
4	消防費			1,933,507	△15,289	1,918,218
		1	消防費	1,933,507	△15,289	1,918,218
補正されなかった款項にかかる額				1,039,096		1,039,096
** 歳 出 合 計 **				3,061,342	△19,188	3,042,154

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ごみ焼却施設運転管理業務委託	令和4年度	限度額 116,800 千円
最終処分場運転管理業務委託	令和4年度	限度額 69,900 千円

◎議案第2号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求める
ことについて

○議長（藤原光昭君） 日程第5、議案第2号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、執行することを目的とした岩手県内10消防本部による協議会の設置の協議について議会の議決を求めるものでございます。

議案の内容でございますが、いわて消防通信指令事務協議会設置に係る規約として、協議会の目的、名称、関係団体等について規定するものでございます。

この規約につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和4年1月14日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ヶ崎行政事務組合、久慈広域連合、花巻市、北上地区消防組合、遠野市、陸前高田市及び二戸地区広域行政事務組合は、いわて消防通信指令事務協議会を設置することについて、協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 今日の臨時議会でこの協議会の設置を議決して、示されているスケジュールでいいますと、これが今日議決されて、4月1日に施行される予定の案件であります。そういう意味で、改めてこの指令システム、無線システムを共同化して運用を始める。それをやるためにも協議会の設置が必要不可欠の要件になっている。そういう意味で、今議会で最終的な態度を決めるという意味で非常に重要な議会だと思いますので、改めて、新しい問題ではないかもしれませんが、確認を中心に幾つか質問をします。

なぜかと言いますと、先日、岩手県の日本共産党の県市町村会議員70名ほどが集まった席で、各地域の広域行政組合に選出されている議員からも、この消防の共同運用に関して、俗っぽく言えば、さっぱり説明を聞いても分からないというような意見が結構出

されたこともあって、次の点を改めて確認の意味でお聞きします。

簡潔に言いますので、最初の質問は、今日提案の時点でも、岩手全部で12消防本部がある中で、現時点では10消防本部が共同運用に参画すると。入らない、現時点でまだなのが大船渡、一関とあるのですが、この2つの消防本部が現時点ではこれに参画しない、聞いている範囲で構いませんが、主な理由は何でしょうか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 共同運用に参加しない2の消防本部につきましては、共同運用自体には賛成なのですけれども、共同運用に参加する時期が合わないということでの不参加となっております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 事前に示されている案では、共同運用の開始は令和8年4月と示されているのですが、そこと比較して合わないという意味は、それぞれの消防本部が持っている機器等の更新にかなりタイムラグがあるという意味なのでしょうか。その合わないという理由をもうちょっと説明してください。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） それぞれの消防本部で更新する機械の時期が違うということで、その時期が合わないということでのお話になります。

○議長（藤原光昭君） 9番、落合議員。

○9番（落合久三君） 分かりました。

2つ目の確認を含めた質問ですが、過日、宮古地区広域行政組合、この議会に出された消防指令業務の共同運用について、資料ナンバー8の中で、指令業務の共同運用におけるメリットとデメリットという比較の記述があります。メリットは結構説明も聞いて、なるほどと思うのがあるので、こちらは省略をして、デメリットとして皆さんのほうから示されている文章を、短いので端的に読みますが、1つ、土地勘のない指令員への対応。2つ、回線延伸による通信費の増加。3つ、部隊運用、出動体制の相違。4つ、データメンテナンス、セキュリティ管理。5つ、故障時のバックアップ対策。最後、6つ、保守費用の増加など。この6点がデメリットとして皆さんが示した点です。共同運用の開始が目前に迫っていることを踏まえて、このデメリットと思われる点をどういうふうに関消もしくは縮小しようとされているのか、現時点での判断を示してほしいと思います。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） それでは、大きなデメリットとして、1つ目なのですが、この土地勘のない指令員の対応ですけれども、指令員は県内各地から集まります。それで、発生場所によっては土地勘のない指令員が対応する場合があります。これについては、検索システムだとか、そういった機械的な部分で通報場所を特定するとともに、指令員が複数おりますので、そちらのほうで二重、三重の確認をし、特定していく形になります。これについても、それぞれ指令員のほうは研修を積んで、それに対応していくということでやっております。

あとは、一番最後の部分なのですが、保守費用の増加ですけれども、やっぱり

システムの機械自体が大きくなりますので、保守費用がどうしても大きくなります。ですので、今後整備の部分から始めていって、当然整備費用が大きくなればなるほど保守費用も大きくなりますので、整備費用の部分を縮減させたり、あとは保守の部分も内容を検討して、少しでも縮減できるような対応を取っていきたいと考えております。

○議長（藤原光昭君） 9番、落合議員。

○9番（落合久三君） ぜひ、このデメリットだと皆さん自身が把握している点については、可能な限りこれを解消する、または縮小する。別の言葉で言えば、リスクをできるだけ最小にとどめるという点では、引き続き努力をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、やはり同じように共同運用が始まった場合に、センターで働く人、今、各消防本部の指令センターで働いている人が全部で100人だという資料が示されてまいりました。この100名のうち100人が、共同運用センターが開始されますと半分の50人になると。宮古の場合は、今指令センターで働いている職員が10名、ここから盛岡に派遣されるのが3名というのが案として示されております。

これに関連して、ちょっとこれはどういう意味なのかというのが分からなかったのでお聞きしますが、盛岡消防本部は現在18人で対応している。これが、共同センターが運用を開始した場合に同じ18人と示されています。同じように奥州は現在5人で対応しているものも共同センター運用開始しても5人。北上は5人が4人。結構人口の多いところは、盛岡、奥州は現行の人数のまま。北上は1人減るだけ。宮古の場合は10人が3人になる。この違いは何なのでしょう。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） それにつきましては、管轄する人口で数字を出しております。

○議長（藤原光昭君） 9番、落合議員。

○9番（落合久三君） 全体とすれば、100人を50人で対応できる。宮古で言えば、10人でやっているのを盛岡に派遣するのは3人。残った7人は、現地において必要な部署にちゃんと就いて、むしろ消防指令に関して補強されるという説明だったのですが、人口割合というふうになると、盛岡、奥州、北上はちょっとよく分からないです。同じような係数で縮減されるのが共同運用の一つのメリットでないかなというふうに勝手に思うのですが、盛岡、北上、私はそう思って、例えば北上、人口はもちろん宮古より多いですが、令和2年度の119番の受信件数、北上は年間で5,022件、人口の少ない宮古は5,582件で、北上よりも多いんです。

そういうのこそ、むしろ配置する基準の一つになるのかなと思ってみたのですが、そうでもないようだということで今の質問をしたわけです。もうちょっと、消防長、この人口が多いからというのが、別の説明ありますか。なければ別にいいですが。

○議長（藤原光昭君） 中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 消防長の説明に補足させていただきます。

各消防本部の派遣人員の検討につきましては、基本的に消防力の整備指針というものがあまして、それに基づいて100万人規模の施設をつくりますので、何人という形になっております。その部分の数字の概算が39名という形になっております。それを構成消防本部10で人口割で按分しまして、それによりまして、例えば今お話が出ています盛

岡地区は14名、奥州は5名、北上4名、宮古3名というような形で、各消防本部に割当てがされていました。

それにプラスしまして、業務の特殊性からいきまして、毎日勤務の職員が必要だと。その部分で盛岡の規約を使いますので、盛岡の職員がいなければその規約の部分、システムの部分を使うのに支障が出るということで、毎日勤務という部分の人数が必要になります。その部分が盛岡地区で4名ほど必要になりますので、それを足しまして、均等割が14名に毎日勤務4名足しまして、盛岡地区の派遣人員は18名というような形になっております。毎日勤務がないほかの消防本部につきましては、均等割の数がそのまま、宮古は3名がそのまま3名という形になっております。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 非常によく分かりました。

最後の質問。この指令システム、無線システムの供用開始が予定では令和8年4月からとなっています。最後の質問は、宮古消防本部の指令システムの今使っている機器類の更新の年月日は、指令のほうは次は令和8年です。無線のほうの更新時期は、次は令和11年と示されております。令和8年に共同運用が開始されますが、指令システムとはほぼ同じ更新時期にスタートするので、言わば問題はないのかなと。問題は無線のほう。共同運用が開始するのが令和8年の4月。宮古の今使っている無線の次の更新が令和11年ですから、そこに4年のタイムラグがあります。

質問は、この4年の、共同運用開始したのが令和8年、宮古が持っている無線のほうは11年が更新時期。この今使っている無線のシステムを導入するときの当然国の補助が何割あるか分かりませんが、先ほど全協で消防長からは7割ぐらいというふうな説明あったと記憶していますが、それにしても残りの3割は自前で払わなきゃならない。この令和8年で運用開始されて、無線のほうは11年までの4年間の償還のお金はどういうふうになりますか。当然、共同運用が始まれば、今使っている機器は要らないわけですからもちろんストップするわけです。ただし、償還金の支払いは続くと思うのですが、金額は大したことないのかもしれませんが、これはどういうふうになりますかというのを最後に聞いて終わります。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 無線システムにつきましては、事業の支払いについてはもう既に終了しております。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(藤原光昭君) 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員